



# 区のお知らせ

足立区役所  
保険児童部国民年金課  
電話(882)1111

- 人口——— 627,024人
  - 拠出年金被保険者数—— 147,442人
  - 拠出年金受給権者数—— 24,133人
  - 福祉年金受給権者数—— 13,364人
- 昭和57年3月1日現在

No.571/57,3.25

足立区役所 〒120 東京都足立区千住1丁目4番18号

国民年金特集



## 保険料積立金の還元融資

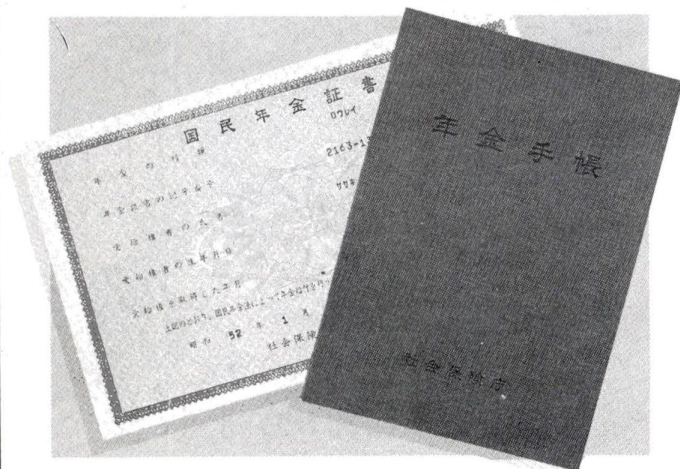
保険料は、年金支払いのための財源として積立てられるほか、地方公共団体に長期低利で融資され、福祉施設の建設に役立てられています。

●上の写真は総合スポーツセンター

## 国民年金についてのお問い合わせ

足立区役所国民年金課 **(882)1111**

- ◎加入手続——— 適用係/内線386~388
- ◎保険料の納付相談——— 検認係/内線396~399
- ◎保険料の免除申請、口座振替——— 記録係/内線394~395
- ◎年金請求の手続——— 給付係/内線392~393



# ひとりでも悩まず ご相談ください!



国民年金課記録係

私は夫と二人で国民年金に加入しておりますが、二人分の保険料の支払いはとても大変です。そこで、年金をやめたいと思うのですが……。

ご夫婦で国民年金に加入している場合、お二人とも強制加入です。ですから年金をやめることはできません。そのかわり、免除制度があります。

どんな制度なのですか?

家庭全員の所得がないときや、所得がとても低くて保険料を納めることが困難な方は、申請して認められれば免除されます。また長期の病気や、突然の事故などで生活事情の変化があった場合も考慮されます。免除された場合は、その期間の保険料を支払わなくてもかまいません。

何年も免除してもらった場合、年金をもらう時にはどうなりますか?

免除期間や納付した期間、他の公的年金加入期間をあわせて、25年以上あれば年金は支給されます。ただし免除期間の年金額は3分の1に減額されます。

3分の1になってしまうのですか?!

はい、しかし、のちに生活にゆとりができた方は、免除になった月から10年以内に納めることができます。その場合は、減額になりません。(追納といえます)たとえば、免除された昭和47年4月分の保険料450円は、10年後の昭和57年4月末日まで納めることができます。

まあ10年前の保険料のままで支払えるのですか!?でも突然のけがや、夫が死亡した時に支給される障害年金、母子年金は、もらえるのでしょうか?

支給される事情が起きたその時までに、ひきつづき一定期間の免除があれば支給されます。

そうですか。よくわかりました。未納のままにしておくよりも、免除の手続きをしておいた方がいいですね。

## 免除の相談は

申請するところ……区役所国民年金課記録係、各出張所  
必要なもの………印かん、国民年金手帳  
次のことを調べておいてください。

家族の生年月日 氏名 職業 続柄 前年の所得状況  
住宅状況 (アパート、借家、借間、自宅)  
他に特別な事情があり納付困難な場合は、その旨を窓口でお知らせください。

## 国民年金に加入する方は、 国内に住所のある20才から59才までの方。

- 必ず加入しなければならない方 (強制加入)**
- 厚生年金や共済組合などの公的年金に加入していない自由業、自営業などの方とその配偶者
  - 厚生年金や共済組合などの公的年金に一時加入し、年金を受ける権利を得ないで退職した方とその配偶者
- 希望で加入する方 (任意加入)**
- 年金や恩給をすでに受けている方、または受ける権利を得て退職した方とその配偶者
  - サラリーマンの妻、社員の大学生
  - 国会議員、地方議会議員とその配偶者
- 難民条約関係整備法が昭和57年1月1日施行されました。それに伴い、国民年金法における国籍要件が撤廃されました。外国籍の方も国民年金に加入できます。

◎保険料
昭和57年3月まで 4,500円 昭和57年4月から 5,220円
◎附加保険料
1ヶ月 400円
◎納める所
区役所国民年金課 各出張所 郵便局 銀行、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関

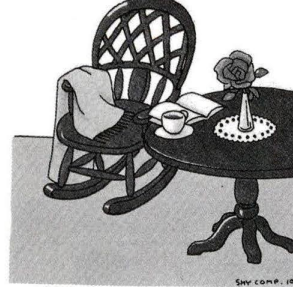


SHV COMP. 1982 ©

# あなたの老後は あなたの年金で……。

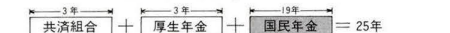
## 通算老齢年金

現在、お国には、8つの公的年金制度があります。ひとつの制度から老齢年金を受けるためには、20年または25年以上加入していなければなりません。

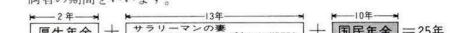


しかし、職業を変えたり退職したりして、ひとつの制度だけでは加入期間が短い場合、老齢年金を受けることができない場合もあります。このため、昭和36年4月から、このような場合にも他の公的年金加入期間と合算して、20年または25年以上あれば、通算老齢年金が受けられるようになりました。

●例1 過去の加入期間を有効に……  
過去に何回か職業を変えた期間も通算されます。ただし、脱退手当金を受けた期間は通算されません。



●例2 カラ期間をいかにしましょう。  
カラ期間とは、国民年金を除く公的年金制度に加入している方の配偶者の期間をいいます。



●例3 こんな方法でも年金額を増やせます。  
他の公的年金で年金受給の資格を得ると、国民年金は、1年以上の納付があれば年金が受けられます。

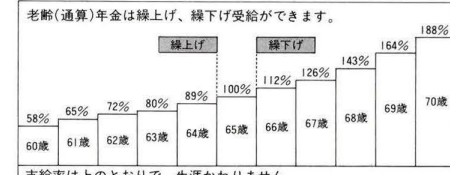


- ★通算できる公的年金制度  
国民年金・厚生年金保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済組合・公共企業体職員等共済組合・農林漁業団体職員等共済組合
- ★通算老齢年金額の計算方法  
1,680円×(納付月数+免除月数×1/3)×1.078 (物価スライド率)

一般(通算)老齢年金額早見表

納めた期間	年金額	納めた期間	年金額	納めた期間	年金額	納めた期間	年金額
1年	21,700円	6年	130,400円	11年	239,100円	20年	434,600円
2	43,500	7	152,100	12	260,800	25	543,300
3	65,200	8	173,900	13	282,500	30	652,000
4	86,900	9	195,600	14	304,300	35	760,600
5	108,700	10	217,300	15	326,000	40	869,300

生年月日	最低必要期間		全部の期間	
	納めた期間	年金額	納めた期間	年金額
明治45年4月1日までに生まれた方	10年	343,500円	10年	343,500円
明45.4.2~大2.4.1	10	324,300	11	356,800
大2.4.2~大3.4.1	10	308,400	12	370,100
大3.4.2~大4.4.1	10	294,900	13	383,400
大4.4.2~大5.4.1	10	283,400	14	396,700
大5.4.2~大6.4.1	11	300,700	15	410,100
大6.4.2~大7.4.1	12	317,500	16	423,400
大7.4.2~大8.4.1	13	334,000	17	436,700
大8.4.2~大9.4.1	14	350,000	18	450,000
大9.4.2~大10.4.1	15	365,800	19	463,400
大10.4.2~大11.4.1	16	381,400	20	476,700
大11.4.2~大12.4.1	17	396,700	21	490,000
大12.4.2~大13.4.1	18	411,800	22	503,300
大13.4.2~大14.4.1	19	426,800	23	516,700
大14.4.2~大15.4.1	20	441,700	24	530,000
大15.4.2~昭2.4.1	21	456,400	25	543,300
昭2.4.2~昭3.4.1	22	478,100	26	565,000
昭3.4.2~昭4.4.1	23	499,800	27	586,800
昭4.4.2~昭5.4.1	24	521,600	28	608,500
昭和5年4月2日以降に生まれた方	25	543,300	29~	630,200



## 老齢年金

保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間、または、これらを合わせた期間が25年以上あるとき支給されます。ただし、昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年未満でも生年月日によって、上の表の年数以上あれば支給されます。

- ★老齢年金額の計算方法
  - 1,680円×(保険料納付月数+保険料免除月数×1/3)×1.078
  - 昭和5年4月1日以前に生まれた方は、①に次に計算した額が加算されます。  
650円×(300月-被保険者期間)×(保険料納付月数+保険料免除月数×1/3)×1.078
  - 附加保険料を納めた方は  
①または②で計算した額に(200円×附加保険料納付月数)が加算されます。

## 万一の事故が起きたら……!?

加入期間中に本人や配偶者が死亡したとき、障害者になったときなどには母子年金、障害年金、寡婦年金などの年金が受けられます。ただし保険料未納の方は受けられないことがあります。

納期限を守りましょう。保険料は1か月納付もできます。

## 福 社 年 金

老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方(10年年金、5年年金の受給者は除かれます)	年 額 月 額 288,000円 24,000円	
		所得制限による一部支給停止の場合 年 額 月 額 276,000円 23,000円	
障害福祉年金 ○身体障害者手帳1～3級 (愛の手帳1～3度)程度	次のいずれかに該当しているとき ○昭和36年4月1日前の病気がケガで障害のある方 ○20歳前の病気がケガで障害のある方 ○国民年金の加入期間が短いため、拠出制の障害年金が受けられない方	一 級	年 額 432,000円 月 額 36,000円
		二 級	年 額 288,000円 月 額 24,000円

この他に母子(準母子)福祉年金があります。

次の1、2に該当する場合は支給が停止されます。

扶養人数	本人の所得		配偶者・扶養義務者の所得	
	老 齢	障 害	全 額 支 給	未済一部停止・以上全部停止
0人	1,086,000円	1,660,000円	3,329,000円	5,813,000円
1人	1,436,000円	1,950,000円	3,578,000円	6,062,000円
2人	1,726,000円	2,240,000円	3,791,000円	6,275,000円
3人	2,016,000円	2,530,000円	4,004,000円	6,488,000円
以下1人増すごとに290,000円加算			以下1人増すごとに213,000円加算	

一般の公的年金を受けているとき	老齢(退職)年金・普通恩給・遺族年金・普通扶助料など	480,000円までは支給されます
戦争による公的年金を受けているとき	公務扶助料・増加恩給・障害年金・遺族年金など	旧軍人・軍属の階級が大尉までは支給されます

### 国民年金保養センター一覽

名 称	所 在 地	電 話
い わ な い	北海道岩内郡岩内町字野東500	(01356)2-8841
つ が る 富 士 見 荘	青森県北津軽郡鶴田町字大沢71-3	(0173)22-3003
は な ま き	岩手県花巻市金矢第5地割	(0198)27-2811
の し ろ	秋田県能代市落合字亀谷地1-11	(01855)4-2121
も が み	山形県最上郡最上町大堀	(02334)4-2311
阿 多 多 羅	福島県二本松市岳温泉1丁目	(02432)4-2306
と き わ 路	茨城県常陸太田市増井町1797	(02947)2-4141
草津グリーンパークバレス	群馬県吾妻郡草津町草津白根	(027988)-3960
む さ し の	埼玉県川越市大字伊佐沼667	(0492)24-3210
こ し じ	新潟県北魚沼郡湯之谷村大字藩沢	(02579)2-6111
ひ み	富山県氷見市姿400	(0766)79-1324
の と	石川県羽咋郡志雄町敷浪	(076729)-4181
北 湯 湖 畔 荘	福井県坂井郡芦原町北湯211	(0776)79-1124
グリーンハイツ養老	岐阜県養老郡養老町小倉七ツ屋544	(05843)2-3118
翠 湖 苑	滋賀県高島郡高島町萩の浜	(07403)6-1140
ハイランドビラ姫路	兵庫県姫路市広嶺山樋ノ谷224-26	(0792)84-3010
く ま の じ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大浦市屋	(07355)7-0633
い な ば じ	鳥取市松原343	(0857)57-0224
湖 陵 荘	鳥取県藤川郡湖陵町神西湖畔	(0853)43-1311
し も つ い	岡山県倉敷市下津井1482	(0864)79-8880
源 平 荘	山口県下関市みもすそ川町8-8	(0832)32-5900
う わ じ ま	愛媛県宇和島市丸穂字天満甲207-2	(0895)25-3000
太 宰 府	福岡県筑紫郡太宰府町太宰府1775	(09292)5-5801
か ん ざ き	佐賀県神埼郡神埼町城原3702-14	(09525)3-1188
く ち の つ	長崎県南高来郡口之津町白浜甲2829-1	(095786)-2425
あ し き た	熊本県芦北郡芦北町県立公園国民休養地内	(09668)2-5000
く に さ き 望 海 苑	大分県東国東郡国東町黒津崎	(09787)2-2112
青 島 太 陽 閣	宮崎県大宇青島87	(0985)65-1531
垂 水 温 泉 ホ テ ル	鹿児島県垂水市錦江町1-194	(09943)2-1531

- 申込は6ヵ月前から各保養センターで受付けます。
- 一般の方も利用できます。
- 料金は申込みの際、おたしかめください。

### ハイ、こちら国民年金課

私は年金相談員。足立区内を東へ西へ



今日の訪問先は魚屋さん。いつもは忙がしくて、あまり話をしてくれない。けれど、お客さんの足がとぎれ、やっと一息ついていたところを見はからって飛び込むと、何かのセールスかと思われたのか、「まに合ってますから!!。と一言。しかし、ここで負けてはいられない。「国民年金課の者ですが、と話しをはじめる。この家庭は、夫婦二人で国民年金に加入しているが、保険料の納付かととぎれととぎれである。理由を聞くと、「納めに行く暇がない。という。それでは「口座振替」の方法もあると説明したところ、「それはいい方法だ。これからはそうしよう。といい、早速銀行に手続きに行くことを約束してくれた。数日後、魚屋さんの前を通ると、「手続きをすませたよ。と挨拶してくれた。こうして、ひとり、ひとり顔見知りの入ができていく。さて、次の家はどんな家だろう!!……?

### ◎国民年金ことぶき友の会◎

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々の、たのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。  
ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行なうほか、各種のレクリエーションなどの、いろいろな行事を行ないます。

●くわしくは———ことぶき友の会事務局  
千代田区丸の内3-8-1 電話(211)1905

### 年金相談 お気軽にご利用ください

- 毎月第1水曜日
- 時間 午前10時～午後3時30分
- 場所 区役所国民年金課(2階)